

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

～【2024（R6）～2028（R10）】～

大 樹 町

森林は、木材生産のみならず土砂災害等を防止する国土保全機能や二酸化炭素吸収等の地球環境保全機能、生物多様性保全機能など多くの多面的機能を有しています。

森林の公益的機能の維持増進の重要性から、平成31年に制定された「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、令和6年度からは森林環境税として町民に賦課され、地方自治体には森林環境譲与税として交付されます。なお、森林環境譲与税の交付額は、私有林かつ人工林の面積、町の林業就業者数及び人口による割合によって決定します。

森林環境譲与税の使途は、同法により規定されており、森林の整備に関する施策及びその促進に関する施策の費用に充てなければならないとされています。

大樹町の森林面積は58,287haで、総面積の71%を占めており、そのうち町有林は3,640ha、町有林を除く一般民有林（私有林）は7,305ha、合わせて10,945haあります。

この私有林は、これまで林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に向けて、南十勝森林組合（以下「森林組合」という。）が所有者から委託を受けて、国や道の森林整備事業予算や町の単独予算などにより森林の整備を進めてきましたが、森林所有者の経営意欲の低下や、担い手不足等から整備が行き届かない私有林の増加が懸念されております。このため、本町では、森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進に繋がる取組みを計画的かつ効果的に進めます。

1 森林整備の取組み

本町の私有林等では、約7割の8,132haについて、森林組合が所有者から委託を受けて森林経営計画を作成し、計画的な森林整備が進められています。

（※8,132haの内訳：人工林4,164ha、天然林3,968ha）

森林経営計画を作成している森林については、森林環境譲与税を活用して森林の整備を一層推進し、地域の特性や自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、森林の有する公益的機能の維持増進を図ることを目的とした整備を進めます。

2 人材育成・担い手確保

町内で森林整備事業等を実施し、北海道林業事業体登録制度に登録している事業者は2社ありますが、就業者の高齢化が進むとともに、新規就業者の確保が難しい状況にあるため、地域の関係団体や関係者と連携を図りながら、新規就業者の確保や通年雇用の促進、就業環境の改善など、林業就業者の安定確保に向けた取組みを進めます。

3 木材利用の促進

町内及び道内産人工林材（地域材）の付加価値向上を図るため、公共施設や民間施設の木造化・木質化を進めるとともに、林地未利用材の効率的な集荷・搬出を進め、木質バイオマスの利用を促進します。

4 普及啓発

土砂災害の防止など森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて、町内の住民はもとより都市住民の理解を促進するため、町有林を活用した森林環境教育や植樹活動のほか、木を通じた交流機会の創出や木育活動などに取り組みます。